

電子レセプト請求医療機関が書面での症状詳記及び日計表の提出があった場合の取扱いについて

愛媛県国民健康保険団体連合会

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求につきましては、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条の規定により、電子情報処理組織の使用又は光ディスク等を用いて行うこと（療養の給付費等を書面により請求する旨を社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会に届け出た保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関」という。）を除く。）となっており、保険医療機関等が合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）35万点以上（歯科診療に係るものについては合計点数が20万点以上）のものに係る診療報酬の請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報（以下「症状詳記及び日計表」という。）を電子レセプトに記録して提出しなければならない旨請求省令第1条第2項及び第3項に規定されています。

この度、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室より、症状詳記及び日計表のみが書面により提出された場合について、レセプト及び書面で提出された症状詳記及び日計表を返戻する取扱いを周知徹底するよう連絡がございました。

つきましては、平成24年2月請求分（平成24年1月診療分）より、症状詳記及び日計表のみが書面により提出された場合については、請求省令の要件を満たさないものとして返戻とする取扱いをさせていただきますので、ご注意の上お取り計らいのほど宜しくお願い致します。

業務三課

鵜籠

T E L 089-968-8800

F A X 089-965-3800